

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月15日

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 C E O 塚本宏樹

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目 1 番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 佐藤憲治

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目 1 番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 佐藤憲治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	499,996,700円
第8回新株予約権証券	21,509,406円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	2,021,506,806円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	9,433,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本新株式」という。)は、平成30年11月15日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株式の発行は、本有価証券届出書の効力の発生を条件とします。

4. 当社は、普通株式の他、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及び譲渡制限種類株式に関する定めを定款に定めております。この点、普通株式を有する株主への影響を考慮し、A種優先株式及びB種優先株式を有する株主は株主総会において議決権を有しないとされています。一方、当社の株主総会での意思決定に關与していただくため、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及び譲渡制限種類株式を有する株主は株主総会において議決権を有するとされています。なお、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及び譲渡制限種類株式の単元株式数は1株であります。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	9,433,900株	499,996,700	249,998,350
一般募集			
計(総発行株式)	9,433,900株	499,996,700	249,998,350

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は249,998,350円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
53	26.5	100株	平成30年12月3日(月)		平成30年12月3日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行わないこととなります。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アルデプロ 管理本部	東京都新宿区新宿三丁目1番24号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目30番18号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	377,358個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	21,509,400円
発行価格	新株予約権1個につき57円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.57円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年12月3日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アルデプロ 管理本部
払込期日	平成30年12月3日(月)
割当日	平成30年12月3日(月)
払込取扱場所	三菱UFJ銀行 新宿支店

(注) 1. 平成30年11月15日(木)に開催された取締役会決議によります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行わないこととなります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は37,735,800株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。))は、金53円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。))をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,021,506,806円 (注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年12月4日から平成32年12月3日までとする。(但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アルデプロ 管理本部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ銀行 新宿支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」といいます。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 新株予約権を行使することのできる期間 別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>別欄「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件</p> <p>別欄「新株予約権の行使の条件」及び別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
  - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。
2. 株式の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
3. 新株予約権証券の発行
- 当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。
4. その他
- 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,521,503,506円	5,329,900円	2,516,173,606円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込価額499,996,700円に本新株予約権の払込金額の総額21,509,406円及び行使に際して払い込むべき金額1,999,997,400円の合計2,021,506,806円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用1,839,900円、反社確認調査費用250,000円、弁護士報酬1,500,000円、本書作成費用等240,000円、新株予約権等算定評価報酬費用1,500,000円の合計金額となっております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

## (2) 【手取金の使途】

当社グループは不動産再活事業（注）を営んでおります。本新株式の発行により調達する資金については、子会社の合同会社弥生マネジメントの国内金融機関からの借入金の返済に充当し、本新株予約権の発行及び行使により調達する資金については販売用不動産の仕入資金に充当します。

当社は、当社の成長戦略において必要となる機動的な資金調達を見込め、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標をご理解いただける割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく優良な販売用不動産の確保という資金使途の性質を考慮したこと、また当社は財務基盤の安定のため自己資本比率の30%維持を目指しておりますが、平成30年7月期の連結自己資本比率は17.6%に低下しており、これ以上の自己資本比率の低下（負債比率の上昇）は好ましくないと判断したことなどから、このたびは間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

なお、当社は随時金融機関と交渉して融資を受け、販売用不動産を仕入れることを考えております。借入により自己資本比率は一時的に低下しますが、仕入れた販売用不動産を売却することにより利益を積み上げていけば自己資本比率の低下を抑えることが可能と考えております。このたびは直接金融による資金調達となりますが、これをきっかけに以下に記載のように当社の借入余力の増加に加えて販売用不動産の仕入及び売却により、将来的な当社の業績の拡大が見込まれます。

(注) 当事業は、未利用又は低稼働により有効活用されていない不動産（商業ビル、オフィスビル、レジデンス等）を自社により取得し、エリアの特性やニーズに合わせた最適なプランを企画することにより不動産を魅力的な商品として再活する事業であります。

< 本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途 >

(単位：百万円)

具体的な使途	金額	支出予定時期
子会社の合同会社弥生マネジメントの借入金の返済	500	平成30年12月
販売用不動産の仕入資金	16	平成30年12月～平成32年11月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の取引金融機関の預金口座にて管理いたします。

2. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額は変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

< 本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途 >

(単位：百万円)

具体的な使途	金額	支出予定時期
販売用不動産の仕入資金	2,000	平成30年12月～平成32年11月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の取引金融機関の預金口座にて管理いたします。

2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金乃至は、手元資金で賄えない場合は、別途金融機関等より借入金での充当にて対応予定です。

3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額は変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

### 当社子会社の借入金の返済

当社連結子会社の合同会社弥生マネジメントは東京都港区に所在する販売用不動産の仕入資金のために国内金融機関から500百万円を借入れておりますが、その借入金利は6.2%と当社の平成30年7月期における平均借入金利3.0%と比較すると最も高くなっております。当該借入に至った経緯は次のとおりです。当社子会社の合同会社弥生マネジメントが仕入予定の東京都港区に所在する販売用不動産の仕入資金として、当社は当初大阪府大阪市に所在する既存の取引金融機関に融資を打診し内諾を得ておりましたが、当該販売用不動産の仕入決済直前になって当該金融機関の都合により融資不調となりました。そして、急遽当該金融機関より代替融資先として本国内金融機関の紹介を受けました。本国内金融機関はノンバンクであり、その融資条件は既存の取引金融機関と比べて高金利のため借入を躊躇しておりましたが、既に仕入先との売買契約を締結済みであり決済まで時間がなかったことや、当時、当社及び連結子会社において資金的な余剰があるとはいえない状況であったことから、危急の対応として本国内金融機関から融資を受けることとしました。そして、合同会社弥生マネジメントは当該借入金により東京都港区に所在する販売用不動産を仕入れました。

当社は、以前から借入金利を3%以下へ低減することを目標としております。

また、平成30年10月25日付で就任した新たな経営陣が発表した「中期経営計画の基本方針に関するお知らせ」のとおり、財務指標の項目で収益性の向上（借入金利の圧縮）を標榜しております。上記の経営方針に基づき借入金利の圧縮のため、本新株式の発行によって調達する資金及び本新株予約権の発行により調達する資金によりこの借入金500百万円を早期に返済する計画です。

合同会社弥生マネジメントの借入金の状況は次のとおりです。

借入金額	500,000,000円
借入金利	6.2%
借入日	平成30年5月25日
返済期限	平成31年5月20日
担保の有無	合同会社弥生マネジメントが仕入れた販売用不動産に担保設定

### 販売用不動産の仕入資金

当社の平成30年7月期連結業績は、業績見通しに織り込んでいた東京都港区に所在する2棟の販売用不動産（総床面積3,085.58㎡、地積810.64㎡及び総床面積883.43㎡、地積261.00㎡）が平成30年7月期中に売却されなかったことから大幅な下方修正を余儀なくされました。当社では引き続き保有している販売用不動産の売却活動を進めております。ただ、上記の東京都港区に所在する販売用不動産の売却ができなかったことから今後の販売用不動産の仕入資金が潤沢な状態ではありません。

当社が属する不動産業界は多額の資金を必要とする産業であり、継続的に売上高、利益を計上していくためにはタイミングよく優良な販売用不動産を確保することが重要で、そのためには事前に手元資金の範囲で先行投資としてまず手付金や中間金を売主へ支払い、その後、手元資金又は金融機関等からの融資資金により販売用不動産の仕入決済を行います。

当社は、上記の流れで販売用不動産を確保した上で、事業会社や投資家等へ販売用不動産を継続して売却しております。

しかし、最近の金融機関の不動産に対する融資姿勢は、日本銀行短観（全国企業短期経済観測調査）（平成30年9月調査）によると、不動産に対する金融機関の貸出態度（「緩い」 - 「厳しい」）は大企業が平成30年3月の21から平成30年9月には19へ、中堅企業が同22から同16へ、中小企業が同19から同16へと低下しており、不動産に対する融資姿勢が厳しめになっている状況が伺えます。また、当社においては、在庫となっている販売用不動産の多くは金融機関からの融資によって取得しております。それらの販売用不動産を売却して金融機関からの借入金を減らさないと新規の販売用不動産の取得資金の融資が困難な状況にあります。

また、平成30年10月9日付で発表した平成31年7月期業績予想数値は、基本的に発表時点におきまして、すでに保有している販売用不動産の販売予想額に基づく数値の積上げのみを前提として決定しております。そして現在、在庫となっている販売用不動産が今期（平成31年7月期）中に全て売却された場合には在庫が払底することとなり、来期（平成32年7月期）以降を見据えた販売用不動産を確保することが必要となります。このため、当社は

上記のような金融情勢においても、来期以降に販売を目論む販売用不動産の仕入も積極的に行う必要があります。

当社は、販売用不動産の売却により自己資金を確保し、新たな販売用不動産の仕入資金に充当する方針ですが、さらなる仕入資金(仕入決済代金のみならず、機動的に優良物件を確保するための手付金、中間金等を含む資金)を潤沢に確保しておくことが、物件取得競争を勝ち抜き、不動産再活事業を運営する上で今回の資本政策が必要かつ重要であると判断いたしました。

そして、平成30年12月以降平成32年11月までに主に東京都内、大阪府、京都府、兵庫県に所在する1物件当たり2億円から最大で30億円程度の販売用不動産を複数件仕入れ、リースアップ(注1)、バリューアップ(注2)、権利調整後、平成32年7月期以降に売却していく計画で、当社業績の将来的な拡大を目指してまいりたいと考えております。

(注1)リースアップ:取得した不動産に空室がある場合、テナント付けを行い稼働率を高めること

(注2)バリューアップ:取得した不動産に修繕や増改築等を施して資産価値を高めること

#### <資金調達の方法として本第三者割当による新株式及び新株予約権を選定した理由>

当社は、当社の成長戦略において必要となる機動的な資金調達を見込み、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標をご理解いただける割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく優良な販売用不動産の確保という資金使途の性質を考慮したこと、また当社は財務基盤の安定のため自己資本比率の30%維持を目指しておりますが、平成30年7月期の連結自己資本比率は17.6%に低下しており、これ以上の自己資本比率の低下(負債比率の上昇)は好ましくないと判断したことなどから、このたびは間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間及びコストも第三者割当による新株式及び新株予約権の発行より割高であることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

その一方で、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるのと同時に、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、割当予定先からは基本的に本新株予約権を一度に大量行使しないよう考慮する旨を口頭により確認しており、大量の新株式の発行は見込んでおらず、既存株式の希薄化が段階的に進む時点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金乃至は、手元資金で賄えない場合は、別途金融機関等より借入金での充当にて対応予定です。

#### <本新株予約権の特徴>

本新株予約権の特徴は、次のとおりであります。

(メリットとなる要素)

本新株予約権は、発行当初から行使価額は53円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から37,735,800株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

本新株予約権には、上述「(2)新株予約権の内容等」の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができます。これにより、当社株式の市場価格が行使価額を大幅に上回っているような場合には、当社が本新株予約権を取得して本新株予約権が権利行使されるよりも有利な価格で新株式を発行して資金を調達しつつ、普通株式の希薄化を抑えることができます。

本新株予約権には、当該権利の譲渡が禁止される旨の制限が付されております。仮に無断で本新株予約権が譲渡されると、行使方針について当社が関知していない投資家にも譲渡されることとなります。この制限がついていることにより、このような事態を防止することができます。

(デメリットとなる要素)

本新株予約権の行使が進んだ場合、37,735,800株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることとなります。

新株予約権の行使が進まない可能性

当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が行えない可能性があります。

当社の株価が下落する可能性

割当予定先であるBlock King有限責任事業組合は、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式について市場において売却する可能性があります。この場合、当社の株価が下落する可能性があります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	Block King有限責任事業組合
	本店の所在地	東京都港区六本木五丁目18番18号 プレシヤス六本木ビル2F
	出資総額	15億円
	設立日	平成29年10月18日
	組成目的	日本国内の上場会社の株式の取得、運用
	主たる出資者及びその出資比率	岩崎熙慶 95% 洪昊 J A P A N株式会社 5%
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称
本店の所在地		東京都港区六本木五丁目18番18号 プレシヤス六本木ビル2F
代表者の役職・氏名		代表取締役 岩崎熙慶
事業内容		有限責任事業組合の運用・管理
資本金の額		1,000,000円
主たる出資者及び出資比率		岩崎熙慶 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

##### (2) 割当予定先の選定理由

当社は、本資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の経営方針・経営戦略、資金調達の時期等をご理解いただける割当予定先であるかどうかを重視し、検討を行ってまいりました。

こうしたなか、当社の元代表取締役社長である椎塚裕一が割当予定先であるBlock King有限責任事業組合の組合員である洪昊 J A P A N株式会社の職務執行者である岩崎熙慶氏と旧知の仲であり、本資金調達について相談し、協議いたしました。なお、岩崎熙慶氏は過去に国内証券会社に勤務しており、そのときに椎塚裕一は岩崎熙慶氏とIR活動において面識がありました。当社は、洪昊 J A P A N株式会社及び岩崎熙慶氏へ当社の経営方針・経営戦略、財務内容、販売用不動産の売却計画等を説明し、当社の現状をご理解いただきました。そして、同社から新株式及び新株予約権を同社に割当てる提案を受けました。この提案内容は、当社子会社の借入金の返済資金の確保及び当社の販売用不動産の仕入資金の段階的な調達が見込まれる提案であります。また、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断いたしました。

以上から、Block King有限責任事業組合を本第三者割当増資の割当予定先とすることといたしました。

なお、岩崎熙慶氏はBlockshine有限責任事業組合（東京都港区六本木五丁目18番18号）の職務執行者も務めており、同社は平成30年7月20日付でパス株式会社（東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号 JPR原宿ビル 代表取締役CEO 中原 信一郎氏 東京証券取引所市場第二部上場企業）の株式6,300,000株（総株主の議決権総数に対する割合22.31%）を市場外取引で取得するなどの取引を行っております。

##### (3) 割当てようとする株式の数

割当予定先に47,169,700株の株式全て（うち本新株予約権の目的となる株式の数37,735,800株）を割り当てます。

#### (4) 株券等の保有方針

割当予定先からは、純投資との表明を口頭で受けております。割当予定先はキャピタルゲインの獲得のみを目的としているため、当社の株価の動向によりある水準のキャピタルゲインが得られる場合には、当社株式及び新株予約権の行使によって入手した当社株式を市場で売却する意向であります。当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う意向であることの説明を口頭で受けております。

また当社は本新株式の割当予定先から、払込期日より2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得いたします。

#### (5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるBlock King有限責任事業組合は割当予定先の組合員である洪昊 J A P A N株式会社および岩崎熙慶氏の出資により投資実行する組合であります。当社は、本新株式及び本新株予約権に係る払込みについて、平成30年11月5日時点のBlock King有限責任事業組合の預金残高を、通帳口座残高の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株式及び本新株予約権に係る払込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。また当該資金のうち10億円は岩崎熙慶氏が洪昊 J A P A N株式会社の元株主である上海洪昊投資顧問有限公司（所在地：上海市崇明健康北沿公路3366号4-4237室、法定代表人：陳欣）から借り入れている資金（金額：10億円 返済期日：2021年10月末日 年利：1%）である旨を書面にて確認しており、また平成30年11月15日付の岩崎熙慶氏から当社宛ての差入書により上海洪昊投資顧問有限公司における貸付原資についても上海洪昊投資顧問有限公司の自己資金から拠出されている旨を確認しております。また、残りの5億円については、岩崎熙慶氏の自己資金及び洪昊 J A P A N株式会社の自己資金であり、それぞれから平成30年6月28日付の総組合員の同意書（有限責任事業組合の利益の分配に関する資料）の写し及び平成30年9月30日付の総組合員の同意書（有限責任事業組合の利益の分配に関する資料）の写しを受領しており、それぞれの金額を上回る分配がなされていること及び平成30年11月15日付の岩崎熙慶氏から当社宛て差入書により上記残りの出資金5億円は、それぞれ自己資金である旨の確認をしております。なおBlock King有限責任事業組合は、本新株予約権の行使に係る資金の全額を現時点で有していることは確認できておりませんが、洪昊 J A P A N株式会社からは、本新株予約権の一部を行使して取得した当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して、本新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を口頭で確認しており、資金面で問題はないと判断しております。

#### (6) 割当予定先の実態

当社は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先について直接、面談・ヒアリングを実施し、割当予定先、割当予定先の代表者、役員又は主要な出資者及び上記の岩崎熙慶氏の借入先である上海洪昊投資顧問有限公司が反社会的勢力等でない旨を直接確認し、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により反社会的勢力でない旨を確認いたしました。さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査をはじめとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役 羽田寿次）に上記割当予定先に対する調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先を含む調査対象者について反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を平成30年11月14日付で受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、割当予定先の代表者、役員又は主要な出資者及び上記の岩崎熙慶氏の借入先である上海洪昊投資顧問有限公司については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされています。

本新株式及び本新株予約権の行使後の株式につきましては、譲渡制限は付されていません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式

新株式の発行価格につきましては、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所二部市場における当社株式の終値53円といたしました。

当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月平均株価63.82円から16.95%のディスカウント、同日までの3ヶ月平均株価52.14円から1.65%のプレミアム、同日までの6ヶ月平均株価54.93円から3.51%のディスカウントとなっております。

発行価格を株式会社東京証券取引所二部市場における当社普通株式の終値を基準とした経緯としましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)(以下「日証協指針」といいます。)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価格は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価格)を基準として決定することとされているため、これに従い、当社取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価格の基準といたしました。

したがって、本第三者割当増資は、当社株式の時価(取締役会決議日の直前営業日)での発行であり、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会(監査等委員3名(うち社外取締役3名))から、本新株式の発行は、取締役会決議の直前営業日の終値に基づくものであることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会は、当社監査等委員会からの上記意見表明も踏まえ、全取締役の賛同の下、本新株式の発行を決議しております。

#### 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者:代表取締役社長 能勢 元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価53円(平成30年11月14日の終値)、権利行使価額53円、ボラティリティ49.22%(平成28年10月から平成30年10月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.142%(評価基準日における中期国債レート)、配当率0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク(クレジット・コスト57.25%)等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき57円との結果を得ております。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所二部市場における当社普通株式の終値である53円といたしました。

行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所二部市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

・割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成32年12月3日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われる可能性があることから、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト8.23%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分57.25%を加えた65.48%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額53円に代替資金調達コスト分35円を加えた88円としております。

・株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株式を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価 × 発行済株式総数 + 行使価額 × 行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日当たり177,875株(最近1年間の日次売買高の中央値である1,778,750株の10%)ずつ売却することができる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。

これらを踏まえた上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり57円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり57円)を比較し、本新株予約権を公正価値で発行することから、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会(監査等委員3名(うち社外取締役3名))は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が平成30年5月14日付の当社の第三者割当(デット・エクイティ・スワップ)による新株式の発行に際し対象となる債務の時価評価をするなど当社と取引関係はあるものの、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、当社監査等委員会から上記意見表明についての説明を受け、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式及び本新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ9,433,900株及び37,735,800株の合計47,169,700株(議決権数471,697個)であり、平成30年11月15日現在の当社発行済株式総数327,941,755株及び議決権数3,413,214個を分母とする希薄化率は14.38%(議決権ベースの希薄化率は13.82%)に相当します。そのため、本新株の発行により、当社株式に相当な規模の希薄化が生じることになります。なお、平成30年11月15日現在の議決権数3,413,214個は、普通株式に係る議決権数3,274,392個とE種優先株式に係る議決権数138,822個の合計であります。

しかしながら、本新株式の発行による資金調達により、当社は比較的高金利で借り入れている子会社の借入金の返済が可能となり、それによって有利子負債の削減、支払利息の減額が見込まれ、また本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達する資金により販売用不動産の仕入資金を調達でき、新たな販売用不動産の仕入により将来的な収益を生み出すことが見込まれ、当社グループの業績の拡大が見込まれ、本新株式の発行及び本新株予約権の発行及び行使による希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

## (1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	99,049,524	29.02	99,049,524	25.50
株式会社ドラゴンパワー	東京都渋谷区円山町5番4号	57,142,800	16.74	57,142,800	14.71
Block King有限責任事業組合	東京都港区六本木五丁目18番18号プレシヤス六本木ビル2F			47,169,700	12.14
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	3,987,900	1.17	3,987,900	1.03
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目2-10号)	2,985,300	0.87	2,985,300	0.77
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5-2	2,578,500	0.76	2,578,500	0.66
谷口雅夫	兵庫県神戸市中央区	2,280,000	0.67	2,280,000	0.59
牧間次夫	千葉県袖ヶ浦市	1,600,000	0.47	1,600,000	0.41
小形慎一郎	福島県福島市	1,408,100	0.41	1,408,100	0.36
崎山昭仁	兵庫県神戸市西区	1,232,900	0.36	1,232,900	0.32
計		172,265,024	50.47	219,434,724	56.48

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年7月31日現在の株主名簿上の株式数及び議決権数により作成しております。また、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 今回の割当予定先以外の株主の所有議決権数の割合については、平成30年7月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 「割当後の所有株式数」は本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数に、「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年7月31日時点の総議決権数(3,413,214個)に、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式に係る議決権数(471,697個)を加えた数で除して算出した数値であり、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

## (2) A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	2,674		2,674	
計		2,674		2,674	

- (注) 1. A種優先株式には議決権はありません。

## (3) E種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	138,822	4.07	138,822	3.57
計		138,822	4.07	138,822	3.57

(注) 1. E種優先株式は議決権を有しております。

2. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年7月31日現在の株主名簿上の株式数及び議決権数により作成しております。また、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年7月31日時点の総議決権数(3,413,214個)に、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式に係る議決権数(471,697個)を加えた数で除して算出した数値であり、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

## 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

## 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

## 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第31期(自平成29年8月1日 至平成30年7月31日)  
平成30年10月26日関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年11月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年10月29日関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年11月15日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年11月15日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社アルデプロ 本社  
(東京都新宿区新宿三丁目1番24号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。